

地方独立行政法人京都市立病院機構中期目標（案）についていただいた市民意見に対する本市の考え方

番号	意見項目	御意見の内容	本市の考え方
1		雇用の不安定化、貧困と格差が広がる中で、必要な治療さえ受けることをためられる患者様が増えておられます。そのような方にとって市立病院が最後の砦であることをもっと強調し、実際にその様にあり続けられるよう、有言実行でアピールして欲しいです。	中期目標（案）（以下「目標（案）」といいます。）の策定方針として、今年度策定した京都市立病院機構（以下「市立病院機構」といいます。）の理念の下、市民のいのちと健康を支える最後の砦となる自治体病院として、必要な医療を提供することを目標（案）に明記しております。 今後とも、目標（案）が着実に達成されるよう、地方独立行政法人京都市立病院機構評価委員会（以下「評価委員会」といいます。）における評価をはじめ、適切な取組を進めて参ります。
2		市民の病院であることを忘れて欲しくありません。	1を御参照ください。
3		市民が公平に安心して医療を受けられるように営利を目的にした医療でなく、公的医療の性格を堅持して、病院運営をお願いします。	1を御参照ください。
4	前文	政策医療は、今後も引き続き確保して欲しい。	政策医療（公共上の見地から必要な医療で、民間では必ずしも実施されないおそれがあるもので、通常の医業収入だけでは採算性を確保されないとみなされている医療のこと。救急医療、災害医療、感染症医療等があります。）は市立病院機構の定款の目的及び目標（案）に明記しております。 目標（案）の策定方針として、政策医療を中心に、地域の中核となる基幹的医療機関としての役割を果たすことを目標（案）に明記しております。
5		国際人権規約社会権規約の中には、「第12条この規約の締結国は、すべての者が到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利を有することを認める」とあります。「最低限度」でなく「最高水準」です。「目標」の上位規範として何を置くかの明記をすべきです。それは、憲法と世界人権宣言や国際人権規約などの諸人権法でありましよう。それでこそ「人権文化」を大切にせずの京都市の病院と言えるでしょう。	中期目標は、地方独立行政法人法（以下「法」といいます。）に基づき京都市長から地方独立行政法人である京都市立病院機構に対する指示の内容であり、法は特に中期目標の上位規範を定めることを規定しておりません。市民のいのちと健康を支える最後の砦となる自治体病院として今後も必要な医療が提供されるよう取り組んでいくことが市立病院機構の最大の使命であると考えております。
6	第2 京都市立病院機構が果たす役割に関する事項	近年、社会的な背景から病気だけではなく、生活そのものに課題を抱えている市民が多く存在しています。病気が治っても帰るべき家や地域の受入れがなければ、京都市に住み続けることはできません。病院で治療を終えた患者さんが、安心して地域へ帰れるよう、病院と地域を結ぶネットワーク、保障の十分な連携を確立してください。	市立病院は、地域の中核病院としての役割を適切に担い、地域における他の医療施設等との役割分担、連携・協力体制を構築することを、また、京北病院は、京北地域唯一の病院として地域包括ケアの拠点として地域の方の健康を支えることを目標（案）に明記しております。

番号	意見項目	御意見の内容	本市の考え方
7		急性期病院の役割を果たしてほしい。	高度な急性期医療を提供する地域の中核病院としての役割を担うことを目標（案）に明記しております。
8	第2 京都市立病院機構が果たす役割に関する事項	退院・転院というけれども、それならば在宅でみれるような支援をしてほしい。家でみるには自分の仕事が犠牲にもなるし、金銭的にも精神的にも大変です。	在宅支援については、市立病院のみならず、地域の医療機関や保健・福祉・介護のネットワークの中で行われる必要があります。市立病院としてもそれらに貢献していくことを目標（案）に明記しております。
9		単に、医療を提供するというだけでなく、市民の健康の維持・増進、地域の医療水準の向上などの観点から、市民の健康の実態や市内の医療資源の現状・課題などの分析を通じて、未だに策定されていない「京都市保健医療福祉計画」の策定等に寄与するなど、京都市域全体を視野に入れて、京都市医療行政等に貢献する政策研究センター的な機能を付加する必要があるのではないのでしょうか。	京都市域を含む医療計画については、現在は京都府が定める「京都府保健医療計画」によるものとなっております。 市立病院としては、救急医療、高度医療、感染症医療、災害対策等の政策医療を中心に、地域の中核となる基幹的医療機関としての役割を果たすとともに、在宅医療等を担う地域の医療機関等と連携して参ります。
10	第3 市民に対して提供するサービスに関する事項	感染症病床の確保や、災害時の外傷患者の病床確保がもっと必要だと思います。人員の確保も合わせて必要です。災害拠点病院、感染症指定病院の役割を果たすには、上記が必要だと考えます。	市立病院が市民に提供するサービスとして感染症医療については、中核的な役割を果たすこと、大規模災害・事故対策については、必要な人的・物的資源を整備し役割を果たすことを目標（案）に明記しております。
11		消防と病院の連携の充実を。	市立病院としては、救急・災害医療支援センター（仮称）を整備し、消防局等との連携を強化することを目標（案）に明記しております。
12		健康管理について関心が高いので、健康のありがたみがわかるような色々な取組をするべき。	健康教室の開催や患者会の支援等、市民への啓発活動について目標（案）に明記しております。
13		京都市立病院には民間病院と比べ、公的な役割、特に災害時や救急医療、周産期の困難事例などへの対応について充実をお願いしたい。	大規模災害対策、救急医療、周産期医療等につきましては充実を図ることを目標（案）に明記しております。
14		京北地域には子どもを産む施設がなく、市内に産むために通っています。人口の減少も進んでいます。京北地域で子どもが産めるように、産科の常設をお願いします。	京北病院は、京北地域における唯一の病院として地域に根差した医療を提供しております。産科常設の御要望につきましては、医師の確保や設備改修、高齢化の進展する京北地域の市民ニーズ等を考慮しますと、お応えできる状況にはございませんが、引き続き、地域の高齢化対策、市立病院との連携の強化等を通じて地域に根差した医療機関としての役割を果たすことを目指して参ります。
15		（京北病院で）医師を確保して、救急医療にも力を入れて頂きたい	京北地域唯一の救急告示病院として、救急医療を提供する役割を的確に果たすことを目標（案）に明記しております。

番号	意見項目	御意見の内容	本市の考え方
16		京北地域において高齢者が受診できる病院としてなくてはならない存在であるが、交通の便も悪い。病院の送迎もあるが、場所が限られている。	京北病院へのアクセスの確保に取り組むことを目標（案）に明記しております。
17	第3 市民に対して提供するサービスに関する事項	<p>京北病院はあまり良い印象がなかったのですが、最近では先生やスタッフの皆様方の対応も親切で、家族を含めて大変お世話になっており、感謝いたしております。</p> <p>しかしここに住むものとして、周りの方々が高齢化し、人がどんどん少なくなっていることや、病院の建物のあちこちひび割れたままの様子を見ていると、採算や経営のことはわからない素人でも、いつもまで続けていただけるのかを本当に心配しております。また私の住んでいる場所は病院から遠いのに、毎日近くにまで送迎してくださる先輩世代運転手さんには大変気の毒に感じております。体が動くうちは迷惑をかけずに自動車や定期バスで通いたいとの思いが強いですが、都会の感覚とは違い、今の病院の場所は、バスの接続が悪く、今年の台風のことや、雪の多い冬場のことを考えると、気持的にも遠い場所であるとの印象はぬぐえません。住民が安心してこの地に住み続けるには、病院は今後もなくてはならないとともに、市内から通勤されているスタッフの方も大変でしょうし、可能ならもう少し地域住民全体が通いやすいところにならないかと常々感じております。</p>	京北病院につきましては、地域のニーズに応じ、地域包括ケアの拠点病院として、病院の機能強化について検討することとしております。地域住民全体が通院しやすい場所への移転に関する御要望にお応えできる状況にはございませんが、引き続き、京北病院へのアクセスの確保に取り組むことを目標（案）に明記しております。
18		（京北病院の）高齢者に優しい病院の設備（浴場、トイレ、病室（ベッド）、ロッカーなど）の充実	<p>地域包括ケアの拠点病院として京北病院の機能強化について検討することを目標（案）に明記しております。</p> <p>なお、どの程度設備を更新し、修繕していくか等の具体的な方法等につきましては、今後、市立病院機構の自律的な判断によるものと考えております。</p>
19		京北病院内の施設設備の改善が必要です（電動ベッドの導入、浴室の改修、施設内の案内板の改善）。	18を御参照ください。
20		入院患者にとって、優しい施設環境がこれからの高齢化社会の病院として必要だと思います。京北病院のベッド（電動でないものがある）・トイレ・浴室など、高齢者が使いやすいよう配慮したものが必要だと思います。	18を御参照ください。

番号	意見項目	御意見の内容	本市の考え方
21	第3 市民に対して提供するサービスに関する事項	現在京北老健施設は京北病院療養病棟（病室）をそのままに少し改善して使用している。今後、老健としての役割は家庭にいる様な雰囲気ですごせる様にと思っている。（その為に色々今は不具合が生じているので）日常生活の場としての温かい雰囲気作りが大切と思うので改造して欲しい。	18を御参照ください。
22		病院として使用している所を施設として使用しているので、生活の場としては、不具合が多い、もっと使用しやすい間取りや部屋などの建物になったら嬉しいと思う。	18を御参照ください。
23		（京北病院の）訪問充実が必要である。	京北病院へのアクセスの確保に取り組むとともに、訪問診療、訪問看護など、在宅医療サービスの提供を適切に行うことを目標（案）に明記しております。
24		人事交流は大切だが”京北”という地域性はなくさないでほしい。	市立病院との人事交流を推進することにより、診療体制を強固なものとし、また、双方の病院の長所を取り入れ、より良い患者サービスの提供に努めることとしており、市立病院と京北病院双方の長所を活かした人事交流の推進を目指しています。
25	第4 市民に対する安心・安全で質の高い医療を提供するための取組に関する事項	必要な治療を受けることの困難な市民のために受皿となる病院は必要です。	誰もが公平な負担で、必要かつ十分な医療を受けることができるよう適切な料金を定めることを目標（案）に明記しております。
26		丁寧で温かい患者対応をして欲しい。待ち時間の短縮（外来）	患者満足度を客観的に把握したうえで、継続的な改善策を講じ、患者サービスの向上を図ること等を目標（案）に明記しております。
27		きめ細かなサービスを。	26を御参照ください。
28		消費税があがり、医療・介護総合法案が策定されるなか、病院経営も厳しくなり、受診者の医療費負担もますます増大していきます。京都市立病院は自治体病院として、住民の皆さんの医療を受ける権利を保障する最後の砦として、その役割を果たして欲しいです。	診療報酬等の改定や患者の動向を見極め、迅速に情報の収集及び分析をしたうえで、対応策を立案し、的確な対応を図る中で、病院の経営の効率化を図るとともに、誰もが公平な負担で、必要かつ十分な医療を受けることができるよう適切な料金を定めることを目標（案）に明記しております。
29		無料低額（窓口医療費免除）を京都市立病院も扱えるように。	救急医療や感染症医療、高度医療等の政策医療を中心とした医療を全ての市民に平等に提供していくことを目指しております。 なお、市立病院機構では、福祉事務所や福祉施設等と連携し、総合的な御相談を承っております。

番号	意見項目	御意見の内容	本市の考え方
30	第4 市民に対する安心・安全で質の高い医療を提供するための取組に関する事項	雇用の不安定化、貧困と格差が広がるもとで、病院を受診し、必要な治療を受けること自体が困難な市民が増えています。そうした市民にとって市立病院が最後の砦であることをもっと強調してほしいです。適切な患者負担とか公平な負担という表現だけでは、その点が見えてきません。	市立病院は、市民のいのちと健康を支える最後の砦となる自治体病院として、救急医療、高度医療、感染症医療、災害対策等の政策医療を中心に、地域の中核となる基幹的医療機関としての役割等を果たすこと目的としており、地域の医療機関との連携の下、広く市民の皆様健康を支える病院を目指すことを目標（案）に明記しております。
31		「適切な患者負担の設定」の項で、「誰もが公平な負担で必要かつ十分な医療を受けることができるよう、適切な料金を定めること」となっていますが、貧困と格差の拡大の下で、憲法の生存権保障の観点から、いつでもどこでも誰でも必要な医療を受けられるようにすることこそが必要で、自治体病院として、社会的弱者に優しい病院運営という基本的視点を明確にすることが必要ではないでしょうか。	30を御参照ください。
32		“誰もが公平で、必要かつ十分な医療を受けることができるよう、適切な料金を定めること”とありますが、本当に医療を必要としている人がちゃんと受けることができるよう具体的に標記して下さい。	30を御参照ください。
33		雇用の不安定化などで病院の治療が必要でも受けられない市民が増えています。そういった市民でも受けれるよう、市立病院に頑張してほしい。適切な患者負担とか公平な負担という表現ではわかりません。	30を御参照ください。
34		大規模な整備がされ、自治体病院としての機能強化が図られていることは大いに評価している。患者への対応も数年前より向上している。市民に身近な病院として、医療面、サービス面の一層の向上を期待する。	評価指標の活用や第三者機関の評価を受けることにより、医療の質の向上に努めるとともに患者満足度を客観的に把握したうえで、継続的な改善策を講じ、患者サービスの向上を図ることを目標（案）に明記しております。
35		これからの少子高齢化などで患者さんも高齢者が多くなると思います。医師だけでなくチーム医療で患者にわかりやすい丁寧な医療サービスの提供をお願いしたい	各医療専門職が最大限の専門性を発揮し、迅速かつ高度なチーム医療を推進するとともに、患者満足度を客観的に把握したうえで、継続的な改善策を講じ、患者サービスの向上を図ることを目標（案）に明記しております。
36		ボランティアにも入ってもらいたいし、メンタルケア的な方にも入ってもらいたいと思います。	市民ボランティアと職員の協働の積極的な推進や、市民モニターの活用を通じて、市民目線でのサービス向上に努めることを目標（案）に明記しております。
37	第5 業務運営の改善及び効率化に関する事項	高度の医療を提供するにも、人材がとても大切である。離職防止対策として、賃金の面も増やしてほしい。又、非常勤など色々な働き方があるのはいいが、日勤のみの正勤なども考えて頂きたい。	医療機能を十分に発揮できるよう、必要な医療専門職を確保するとともに、職員のワークライフバランスを確保し、職員が誇りや働きがいを持って職責を果たすことができるよう、環境を整備することを目標（案）に明記しております。

番号	意見項目	御意見の内容	本市の考え方
38	第5 業務運営の改善及び効率化に関する事項	市立病院の専門性向上，救急の充実に向け看護師の人員確保を望みます。残業が減りません。休みも十分にとれません。市民の安全，健康を守る為医療スタッフが働きやすい環境を作ってほしいと思います。	37を御参照ください。
39		市立病院は新棟が設立，本館の改築がされ見ためには立派になりましたが，職員の離職率は減らず，補充も十分ではありません。働き続けるためには労働条件の改善特に人員確保を重視して取り組んでもらいたい。	37を御参照ください。
40		市立病院の医療機能が拡充されてきましたが，それを十分に発揮するためには看護職の確保が重要です。毎日，業務に追われてもっと患者さんとゆっくりかかわっていききたいと思いつながら自分らしい看護ができずにいます。この病院ですつと働き続けられるように，是非，看護職を増やして，心のこもった看護，患者さんが安心して入院していただけるよう願っています。	37を御参照ください。
41		市立病院の医療機能が拡充されましたが，それを十分に発揮できていないと感じております。ここで働き続けたいと思うような職場環境づくり，離職防止対策と合わせて取り組んでいただきたいです。また，雇用の安定化を強く求めています。雇用が不安定な職種は離職率が高くなっており，人の入れ替わりが激しく人手不足になっているというのが現状です。”働く人”のことを考えて様々なことに取り組んでいただきたいです。 【同趣旨他7件】	37を御参照ください。
42		働きやすい職場づくりをお願いします。	37を御参照ください。
43		看護師不足が慢性的に続いていると聞いています。スタッフが不十分なままでは，必要な医療の提供をしてもらえないと思います。労働条件を整えて，スタッフ不足とならないような努力が必要だし，京都市は，責任を持って対応してほしいです。	37を御参照ください。
44		京都の市民のための病院として医療の質の向上，サービスの向上が求められる。そのための人材確保が大切だと思います。職員とて人間でいち市民です。職員が働きやすく，ニコニコできるのであればサービス向上につながると思います。市民1人1人を大切にできる病院であっていただきたいと思います。	37を御参照ください。
45		看護職の増員を必要と考えます。委員会出席にも現場が手薄になり安全面でも心配です。	37を御参照ください。

番号	意見項目	御意見の内容	本市の考え方
46	第5 業務運営の改善及び効率化に関する事項	看護師はまだ不足しています。看護師確保を。	37を御参照ください。
47		看護師が少ない。もっと増やすべき。	37を御参照ください。
48		雇用の安定化、人員不足の解消など病院で働く職員の労働環境を守ることで、利用者・市民の健康を守ることになると思います。京都市として責任を果たし、より良い病院づくりに努めて欲しいと思います。	37を御参照ください。
49		中期計画目標に向かい、職員は、市民や患者のために頑張っています。病院の運営に関し、職員、自らも、参加するべきですが、人事評価で賃金が反映されたり（もちろん、上がればいいと思いますが、何をもって評価されるのかわからない制度には賛成できません）、仕事に関する想いもくみ取ってもらえなかったりすると、働く意欲がなくなります。当院を選ばれた、又選ばれる病院としてあり続けられるよう、職員が安心して、働ける病院運営目標をお願いします。	職員の意欲及び主体性の向上並びに組織の更なる活性化のため、職員の能力、勤務実績を適正に評価する人事評価システムの適切な運用を図ることを目標（案）に明記しております。
50		青い鳥保育園を病院の直営とすること	平成23年度から院内保育所は民間事業者に委託していますが、民間委託後も保育の質が確保され、順調に運営が行われているものと認識しており、今後とも民間委託によって、適切に運営できるものと考えております。
51		（京北病院について）地域医療を充実させるため（訪問看護、訪問診療）には、京北病院の常勤医師の確保が必要です。 在宅介護に向けて、介護スタッフの確保、雇用条件の改善が必要です。	医療機能を十分に発揮できるよう、必要な医療専門職の確保及び医療、介護等に関する高い倫理観と専門知識・技術を持った職員の計画的な育成を目標（案）に明記しております。 なお、雇用条件の改善等の具体的な取組内容については、社会情勢、運営状況に基づいた市立病院機構の自律的な判断によるものと考えており、また、市立病院機構では、現在、市立病院との人事交流を通じて医師数の確保に努めております。
52		（京北病院について）医師確保が必要である。看護師の高齢化もこれから問題となって来る。（現在もですが。）…介護者、看護スタッフの確保。	51を御参照ください。
53	高齢者が多い京北地域では、介護サービスの安定供給は欠くことができません。老健施設で働く介護職員の離職防止・安定確保の為には、介護職は有期雇用でなく正規職員という雇用形態の確保が必要だと思います。 【同趣旨他3件】	51を御参照ください。	

番号	意見項目	御意見の内容	本市の考え方
54		京北病院は京北地域を維持するためにも必要な病院医師の充実を。	5 1 を御参照ください。
55	第 5 業務運営の改善及び効率化に関する事項	(京北病院において) ボディケアはよく出来ていると思っているが、(老健が生活の場として) メンタルケアにも時間をとれるようにして欲しい。	5 1 を御参照ください。
56		優秀な人材確保について、認定看護師などの専門性を認め、専任で仕事をできる体制を。	5 1 を御参照ください。
57	第 6 財務内容の改善に関する事項	感染症医療等で不採算医療にかかる経費について、京都市の責任を明記してください。第1期中期目標では「運営交付金については京都市が責任をもって確保」と書かれています。こうした後ろ盾がはっきり示されていてこそ、自治体病院をしての役割を十分に発揮できるのだと思います。	法上、公営企業型地方独立行政法人(市立病院機構はこれに該当します。)の事業の経費は、原則として当該法人の事業の経営に伴う収入をもって充てなければならないとされています。そのうえで、目標(案)においては、自治体病院として担うべき政策医療の分野において、十分な努力を行ってもなお診療収入をもって充てることができない経費は、京都市の一般会計からの運営費交付金として市民の負担により賄われていることを十分認識したうえで、適切な運営費交付金を中期計画に計上するとともに、病院事業全体として、効率的経営、収益的収支の向上に努め、自立した運営を図ることを指示しています。政策医療については市立病院機構の自助努力のうえ、なお不足する部分について責任を持って京都市が対応して参ります。また、今後、病棟の改修や医療機器購入等のために必要な資金については、引き続き確保して参ります。
58		病院経営は赤字が当然です。命で儲けようとする事自体が不正常です。京都市の責任で市立病院を支えるべきです。	法上、公営企業型地方独立行政法人は、住民の生活の安定並びに地域社会及び地域経済の健全な発展に資するよう努めるとともに、常に企業の経済性を発揮するよう努めなければならないとされており、本市といたしましては、病院経営は赤字が当然とは認識しておりません。京都市の財政的責任につきましては、5 7 を御参照ください。
59		感染症医療等不採算医療や低所得者世帯への医療提供等、自治体病院として果たすべき役割が果たせるよう、京都市の支援は必要だと考えます。	5 7 を御参照ください。
60		平成24年度黒字になったということで運営交付金がなくなりそうなのか、理由がよく分かりませんが、昨年度は医師の増加、P F I 事業の開始などで、金銭面は支出が増加しているの、1~2年黒字だからといって、運営交付金をなくすのではなく長い目で見たい。 (ある程度落ち着き、状況がわかるまで)	5 7 を御参照ください。

番号	意見項目	御意見の内容	本市の考え方
61	第6 財務内容の改善に関する事項	感染症医療、大規模災害など不採算医療にかかる経費について、京都市の責任や役割をしっかりと果たしてください。運営交付金についても京都市の責任を。	57を御参照ください。
62		(自治体病院としての役割を果たすためには) 経営努力を行ないつつも経営のために、特定療養費など患者負担の増大をあてにするような仕組みでなく、あくまでも、京都市の責任として運営交付金の交付を一方的に減額されることがないように、京都市の責任を謳ったうえで、市立病院が役割発揮の努力を行うという内容にすべきではないか。 リニア誘致に一生懸命の京都市だが、市民の暮らしぶりの視点を忘れないで欲しい。	57を御参照ください。
63		第1期中期目標では、「運営費交付金について京都市が責任をもって確保」としていますが、今回京都市の責任が明記されていません。自治体病院としての役割を発揮するためにも、京都市としての責任を示してください。	57を御参照ください。
64		いつでもどこでも誰でも、安心して住み続けられる為には、公的責任を果たす病院が不可欠です。安定的な病院経営を維持させるためにも、行政に対する財源確保を追求していくべきです。	57を御参照ください。
65		独立行政法人になったとはいえ、京都市としての市民に対する責任は何も変わらないはずです。その点で、今の中期目標に「運営費交付金は京都市が責任をもって確保」と書かれているものがなくなるのは、明らかな責任回避です。そんなことになれば、感染症など不採算な部分を切り捨てていくことになります。公的責任を明記して、市民の健康・いのちを守ってください。	57を御参照ください。
66		京都市としての役割責任を明らかにする必要がある。市立病院である以上、採算のとれない医療についても、市民の医療にかかる権利を守り、命を守る役割を果たすことを十分に発揮する必要がある。又、財政面では、第一期目標で示された「京都市が責任をもって運営費交付金を確保」を引続き表明し、患者を守る態度をしっかりとすることが求められる。	57を御参照ください。

番号	意見項目	御意見の内容	本市の考え方
67	第6 財務内容の改善に関する事項	感染症医療など不採算医療にかかる経費について京都市の責任を明記して下さい。第1期中期目標では「運営交付金については京都市が責任をもって確保」と書かれています。こうした後ろ盾がはっきり示されていてこそ、自治体病院としての役割を十分に発揮できるのだと思います。	57を御参照ください。
68		国の方針で急性期病床が削減されようとしています。このままでは、京都市内でもベッドが足りずに、入院できないとか、救急車を呼んでも搬送先が決まらないということが起こりかねません。京都市立病院が市民のいのちを守る急性期医療を担う病院であり続けるためにも運営費交付金は今まで同様に必要です。是非、京都市として責任を持って運営費交付金を確保すると文章化して欲しいと思います。	57を御参照ください。
69		第1期中期目標で記されていた「運営交付金については京都市が責任をもって確保」が今回はありません。医療・介護総合法や診療報酬の関係で病院運営はますます厳しくなるのは明らかです。医療機能拡充にみあった必要な看護師数を確保できていないのも問題です。自治体病院の役割が十分に果たせるよう、京都市がしっかり責任をもってください。	57を御参照ください。
70		今回新たに「適切な運営費交付金を中期計画に計上するとともに、病院事業全体として効率的経営、収益的収支の向上に努め、自立した運営を図ること」を強調されています。一方、「第1期中期目標」の「第1、地方独立行政法人による病院運営」で記載されていた、「病院運営に不可欠な長期貸付金や運営交付金については京都市が責任を持って確保してゆく」との表現が削除されています。この内容では運営費交付金等を順次削減し、京都市の財政責任が後退するのではないかと危惧されます。少なくとも、第1期中期目標における記載内容に改める必要があると考えます。	57を御参照ください。
71		第7 その他業務運営に関する重要事項	患者サービスや収益、節約など目標達成には、全職員の力が必要なはずですが、PFIで中間的な立場（病院と業者をつなぐ役割）の方は依頼されたことを伝えるだけになっていないでしょうか？自発的に経営参画するという意識が低いように思われます。PFIは効果的に動いているのでしょうか？現場の医師、看護師の支援体制を強化してほしいと思います。
72	近江八幡市立総合医療センター、高知医療センターとPFI方式を導入した公立病院の失敗例があります。中期目標（案）では問題点がみつかった時の対応がはっきりしていません。前例に学びPFI手法そのものの見直しを含めて、点検評価すべきと考えます。		PFI手法につきましては、長期包括的に委託した事業形態を重視し、実施事業の点検と評価を的確に行うことを目標（案）に明記しております。

番号	意見項目	御意見の内容	本市の考え方
73	第7 その他業務運営に関する重要事項	<p>平成25年度から、本格的にPFI事業による病院運営等が開始されました。地方独立行政法人では「自律的かつ弾力的な運営が可能」とされていますが、PFI事業は長期契約に縛られPFI会社に支払う固定経費等が、病院経営を圧迫することが先事例からも指摘され、むしろ病院運営・財政の「硬直化」を招くことが懸念されるなど、独立行政法人制度とPFI事業の間には根本的な矛盾があると考えます。この点で、PFIによる病院運営開始の初年度である平成25年度の業務実績やその評価、今後の見通し等を示すことなく、第2期中期目標案のパブリックコメントを行うのは時期尚早ではないでしょうか。</p>	<p>PFI事業に対する御懸念につきましては、71及び72を御参照ください。</p> <p>また、市民意見の募集時期につきましては、法上、中期目標は3～5年を期間として定めることとなっており、第1期中期目標が今年度で終了し、次期中期目標を策定する必要があるため、現在の時期に実施いたしました。</p>
74		<p>PFI手法は、長期包括的な委託契約が固定費用の増加をもたらし、費用構造の硬直化を招く危険性があります。これは構造的欠陥であり、実施事業の点検と評価にとどまらず、PFI手法そのものの見直しを検討することも必要と考えます。</p>	<p>71及び72を御参照ください。</p>